

広島県告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十四年八月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

広島市安佐北区深川町字青木二二七の三、二二七の四

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため